

選定要領

(明石小学校ほか4校体育館の空調整備業務委託 ほか5件)

1 選定方法について

適正な参加申請のあった者（以下「参加者」という。）について、選定委員会において、プレゼンテーションによって企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、受託予定者を選定する。

(1) プrezentationの実施日

2026年2月9日（月）予定

- ・ 日時については参加申請書等の受付終了日以後に指定します。
- ・ 指定した日時に参加できない場合は参加申込みを無効とします。

(2) 会場

明石市役所分庁舎 4階 教育委員会室

(3) 審査対象となる書類

- ・ 企画提案書（別紙「企画提案書作成要領」参照）
- ・ 公共性（施策反映）評価提出書（別紙「公共性（施策反映）評価について」参考照）
- ・ 参考見積書
- ・ 参考業務費内訳書

(4) 審査する内容

「(3) 審査対象となる書類」で示す内容及びその内容に対する質疑応答などから総合的に審査する（別紙「採点基準」参照）。

(5) プrezentation

- ・ 公募型プロポーザル方式業務委託参加申請書に記載された業務責任者が行うことを原則とする。
- ・ 会場に入室可能な人数はプレゼンテーションを行う者を含めて5名以内とする。
- ・ 1者あたりのプレゼンテーションの時間配分の目安
→ 企画提案書等の説明（1業務を受託希望の場合）：15分以内

（複数の業務を受託希望の場合）：20分以内

→ 質疑応答 **20分程度**

- ・ 実施に当たってはパソコン等の機器を使用しても構いません。ただし、パソコン、スクリーン及びプロジェクター等の機器は参加者において用意すること。

(6) 審査の方法

① 選定委員会による採点・集計と参加申込の効力等の審査

- ア 参考見積書の金額が見積限度額を超えた場合は当該業務の参加申込を無効とする。
- イ 選定委員のうち審査基準点が80点未満の者が1人でもいた場合は、当該業務について当該参加者を失格とする。

② 受託予定候補者の選定

ア 選定委員会が採点基準をもとに採点及び集計したものを得点とし、最高得点者を受託予定候補者とする。

イ 最高得点者が複数ある場合は、採点基準（審査基準）の項目「業務実施について」の得点が最も高い者を受託予定候補者とする。

ウ イの得点も同じものが複数ある場合は、採点基準（審査基準）の価格の得点が最も高い者を受託予定候補者とし、それも同点の場合は、くじにより受託予定候補者を選定する。

③ 技術者の配置にかかる要件

ア 同一の技術者を配置予定として受託候補予定者となった業務が他にない場合は、当該受託候補予定者となった業務の受託予定者とする。

イ 同一の技術者を配置予定として受託候補予定者となった業務が複数ある場合は、受託予定候補者となった業務のうち他に有効な参加者がいない業務の受託予定者とする。ただし、他に有効な参加者がいない業務が複数ある場合は、当該業務のうちから次のaからcの順で受託予定者となる業務を選定するものとする。

a) 受託予定候補者の得点が最も高い業務

b) 採点基準（審査基準）の価格の得点が最も高い業務

c) それでもなお同点の場合は、くじにより受託予定者となる業務を選定する。

④ 最大受託件数にかかる要件

一の参加者が受託できる件数は最大4件であるため、一の参加者について③で受託予定者となった件数が5件以上となる場合は、次の順で受託予定者となる業務を4件選定する。ただし、アが5件以上となる場合は、アのうちから③イのaからcの順で選定するものとする。

ア 受託予定者となった業務のうち他に有効な参加者がいない業務

イ ③イのaからcの順で選定した業務

⑤ ③・④の結果、受託予定候補者が受託予定者とならなかった業務にかかる申込は無効とし、その業務に次点者がある場合は、②～④に準じて受託予定者を再度選定する。

(7) 再度の審査

初回の審査で受託予定者がいなかった業務においては再度の審査を実施する。審査内容や採点基準等はすべて初回の審査と同じとする。ただし、再度の審査に参加できる業者は初回の審査で有効とされた業者のみとする。

(8) 選定結果の通知

- ・ 初回審査の選定結果については、2026年2月13日（金）（予定）に明石市ホームページに公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。
- ・ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないため、了承した上で参加すること。